

平成20年度 第1回 芦屋市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	平成20年11月5日(水) 15:00~16:11		
場 所	北館4階 教育委員会室		
出席者	(1)出席委員	被保険者代表	中 村 厚 子 林 睦 子 藤 田 芳 子 医療機関代表 大 森 伸 宏 仁 科 睦 美 若 林 益 郎 公 益 代 表 重 村 啓 二 郎 長 野 良 三 花 岡 啓 一 平 馬 忠 雄 被用者保険代表 木 村 美 保
	(2)欠席委員	被保険者代表 医療機関代表 被用者保険代表	武 田 雄 三 鈴 木 紀 元 岸 本 豊
	(3)市 側	市 長 市民生活部長 保険医療助成課長 保険医療助成課 課長補佐 同総務担当者	山 中 健 修 高 嶋 一 竹 内 恵 一 長 岡 義 徳 森 本 真 司
事 務 局	保険医療助成課		
会議の公表	公 開		
傍聴者数	0 人		

1. 開 会 長岡課長補佐
2. 委嘱状の交付 山市市長
3. 保険者あいさつ 山市市長
4. 委員紹介 各自
5. 詰問書提出 山市市長
6. 定足数の確認 長岡課長補佐
7. 議事録署名委員の指名（林委員を指名） 平馬議長
8. 議 事
第1号議案 出産育児一時金について
報告第1号 平成19年度国民健康保険事業報告
報告第2号 平成20年度保険料の賦課状況について
その他
9. 閉 会

(事務局) それでは、定刻になりましたので、ただいまより「平成20年度 第1回 芦屋市国民健康保険運営協議会」を開催させていただきます。

委員様におかれましては、ご多忙のところご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、委嘱状の交付をさせていただきます。長野委員及び重村委員様におかれましては、6月に既に交付させていただいておりますので、本日は、仁科睦美様、木村美保様に委嘱状の交付をさせていただきます。市長がお二人様のところに参りますので、自席でご起立いただいて委嘱状をお受け取りください。

..... 委嘱状の交付

(事務局) ただいまから運営協議会を始めさせていただきます。芦屋市情報公開条例第19条の規定により、附属機関の会議は原則公開となっておりますので、傍聴を希望される方がいらっしゃいましたら傍聴させていただきます。また会議でのご発言につきましては、公開されることになっております。議事録には発言者の氏名も公表させていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、平馬会長からごあいさつをいただきます。

..... 会長挨拶

(会長) 本日は、委員の皆様方には大変お忙しいところ、平成20年度の第1回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。

ご承知のように、国民健康保険制度は国民皆保険の根幹をなすものでございます。しかしながら、医療費の増大とか少子高齢化の著しい進展とか、また制度が抱えております構造的な課題等によりまして、本当に厳しい状況でございます。しかしながら、市民生活の安全・安心の根本の制度でございます。したがって、その健全な運営につきまして、大変重要であると考えているところでございます。

本日は、市長から諮問事項につきまして審議をしてほしいとの、ご要請がございますので、その項目につきまして、委員の皆様方からご意見をいろいろお聞きしながら、検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。

(事務局) ありがとうございました。

続きまして、保険者である山中市長から皆様方に一言ごあいさつを申し上げます。

..... 市長挨拶

(市長) 皆さん、こんにちは。外はもう秋という表現がぴったりのいいお天気でございます。アメリカでは今日は歴史的な一日になるようでございますが、今年度の第1回国民健康保険運営協議会にご出席をいただきまして、本当にあり

がとうございます。日ごろから、国民健康保険制度をはじめ、市政に関しましてでもご支援いただいておりますことに、心からお礼を申し上げたいと思います。

本年4月から実施されました医療制度改革は、国民皆保険制度が確立されました昭和35年以降、最大の改革といわれておるところでございます。そのうち、国民健康保険におきましては、「後期高齢者支援金の創設」あるいは「賦課限度額の53万円から59万円への引き上げ」、それから「国民健康保険料の年金からの徴収」、「特定健診・特定保健指導の実施」、また昨年の参議院議員選挙の結果を受けまして、「70歳から74歳までの方の窓 での一部負担金の凍結」、さらに本市独自におきましては「年金所得のみの世帯に係る保険料所得割の2割軽減制度の廃止」など、さまざまな改正が行われてきたところでございます。

また、最大の柱であります、後期高齢者医療制度でございますが、この導入には、保険料の年金からの天引き、あるいは年齢での線引き等で国民の皆様が大変なご心配やいろんなご苦労もおかけしているところでございます。国におきまして、その批判を受けて、制度の見直しが順次行われているところでございます。

この制度もまたどの様な形に落ちつくかというのは、まだもう少し時間がかかるかなと思いますし、またそれぞれの委員様にも大変なご心配をおかけすることもあるかと思っております。

今日は、出産育児一時金の支給額の引き上げの諮問をさせていただきたいと思っておりますので、ご協議のほどよろしくお願い申し上げます。

本日は、本当にありがとうございました。

(事務局) それでは、今回、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、委員の皆様方にはお名前と出身団体を自己紹介していただければと存じます。恐れ入りますが、まず会長さんの方からお願いしたいと思いますので、順番に時計回りをお願いいたします。

..... 自己紹介

(事務局) ありがとうございました。

ただいま、市長のあいさつにもございましたとおり、本日の運営協議会は、出産育児一時金の見直しについて諮問させていただきます。市長が平馬会長のところに参りまして、諮問書をお渡しいたします。

..... 諮問書提出

(市長) 芦屋市国民健康保険運営協議会会長、平馬忠雄様。芦屋市国民健康保険条例施行規則第2条の規定により、次のとおり諮問します。記、1、諮問の内容、出産育児一時金を平成21年1月1日から現行の35万円を38万円に引き上げる。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局) 委員の皆様にもただいま市長から諮問いたしました諮問書の写しをお配りいたします。

申しわけございませんが、市長はこの後、別の公務がございますので、失礼ですが退席させていただきます。

(市長) どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。

(事務局) 芦屋市国民健康保険条例施行規則第5条の規定により、協議会は会長が招集し、その議長となると規定されておりますので、ただいまから会議の進行を平馬会長にお願いしたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

(議長) それでは、まず、定足数の確認ということで、本日の会議の成立の可否を確認したいと思います。事務局から報告をお願いします。

(事務局) 委員の定数は14名でございます。芦屋市国民健康保険条例施行規則第6条では、委員定数の2分の1以上の出席が必要となっておりますが、本日ご出席いただいている人数が現在11名でございますので、運営協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

(議長) ただいま報告がありましたとおり、本協議会が成立していることを確認させていただきました。

次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。従来のご慣行どおり、被保険者代表の中からお願いしたいと思います。このたびは、「林睦子委員」にお願いしたいと思います。林委員、よろしいでしょうか。

(林委員) (了承の意)

(議長) ありがとうございます。ご了解をいただきました。

それでは議事に入らせていただきます。本日の議事は、先ほど山中市長から諮問がありました出産育児一時金の見直しとその他報告2件でございます。

それでは、第1号議案「出産育児一時金の見直し」を議題に供します。事務局説明をお願いします。

.....事務局説明.....

(事務局) 議案第1号、出産育児一時金についてご説明させていただきたいと思っております。このたびのこの出産育児一時金の引き上げにつきましては、産科医療補償制度が創設されたことに伴いまして、この産科医療補償制度の掛金が3万円でございますので、出産育児一時金を現行の35万円から38万円に上げようとするものでございます。

この産科医療補償制度と申しますのは、正常な分娩にもかかわらず重度脳性麻痺を発生した場合、重度といえますのは身体障害者の等級が1・2級ですが、その家族の経済的な負担を速やかに補償する、あるいは脳性麻痺発症の

原因分析を行って、将来、脳性麻痺の予防に資するというを目的に、紛争の防止と早期解決、産科医療の質の向上を図ることを目的としてつくられた制度でございます。

制度の事業主体は財団法人日本医療機能評価機構の産科医療補償制度運営部であります。現時点における厚生労働省の情報ということですが、国民健康保険だけでなく健康保険法の改正も今、予定されておるところでございますが、今まで出産育児一時金というのは一律の金額でございました。今回、厚生労働省は産科医療補償制度に入っている病院で出産された場合、このときには出産育児一時金を38万円に、そうでない病院等で出産された場合は35万円という案を持っております。ただ、これが38万円一律にするのか、35万円、38万円を二本立てにするのかは、厚生労働省が完全に方針を決定できていないという状態でございます。本来ですと、この10月の27日ぐらいまでにはおおむねそういうものが決まるという予定で、本日の会を設定させていただいたわけですが、まだ、11月中旬ごろになるのではないかなというようにも、厚生労働省の担当者は申している次第でございます。

それと、そこには載っておりませんが、この出産育児一時金の財源でございますが、引き上げたときでも、3分の2は一般会計から繰り入れる法定繰入で認められております。本来は残りの3分の1は保険料で賄うことになっているのですが、本市の場合は残りの3分の1も一般会計から繰り入れをさせていただいている。ですから、引き上げても保険料が上がるということとは起こらない状態ではございます。

説明は以上でございます。

(議長) 添付資料についてもポイントだけ説明してもらえますか。

(事務局) そうしましたら、産科医療補償制度の概要というところでございますが、これは平成21年の1月1日から導入されるようになっております。まず補償の仕組みが、妊婦さんと分娩される医療機関が契約して、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった方に補償金を支払うというものでございます。補償の対象というのは、四角の2つ目のところで補償対象というところでございますが、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合、基本的には出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週数が33週以上で、身体障害者の等級規定1級、2級になられた重症の方を補償しよう。ただし、先天性要因で除外される方がいらっしゃいます。実際に出生体重が2,000グラム未満となりましても、在胎週数がまた33週以下でありましても、28週以上のものについては個別に審査をして補償をしようというものでございます。

補償金額は、一時金として600万円、後は120万円を20年間払って合計で3,000万円になると。このときの一つの分娩に対する掛金というのは3万円でございます。

3万円の掛金は医療機関が掛けますので、その分は市民の方が払われる、その払われる部分を出産育児一時金でみようという制度でございます。

(議長) 大体分かりますか？

(中村委員) 今までの35万円にプラス3万円して、この3万円は出産したお医者さんに払うということですね。

(議長) ちょっと流れを、説明してもらえますか。

(事務局) 最初に分娩機関と妊産婦の方が契約します。その分娩機関の方からは、この人はこの制度の対象の方ですというカードをお渡しすることになります。その妊産婦の方がここの病院で出産されます。そうしますと、分娩費の請求が来て分娩費を妊産婦さんは払われる。生まれた月の翌月にこの運営組織、こちらの方に掛金を払うわけでございます。その医療機能評価機構から保険会社の方に保険料がまとめて払われる。実際に重度、1級、2級といたしますのは、一人で歩くことができない、将来的にも、車イスの必要な生活を続けなければならないという方に対して補償をしようということでございます。

その判断は、分娩機関がするのではなく、医療機能評価機構の方でなされるということでございます。

(議長) 大体、流れはそういうものですね

(中村委員) 出産育児一時金を引き上げるという表現と、今の説明の3万円の使い道ということがね、言葉だけでは、今あるサービスが35万円が38万円になるのかなと受けとめられるので、システム的にはその保険料を払う必要があるということですね。

(事務局) そうです。大体、この辺ですと、病院にもよりますが、平均して出産費用は、42万円ぐらいかかっているのではないかと。そのうち、今まで35万円を出産育児一時金としてお渡しする。こういう保険の費用が医療機関の方に発生するということは、被保険者の方も発生する。それを出産育児一時金で補おうという考え方になってございます。

(中村委員) 今まではこういう分娩機関にこの保険はあったのですか。

(事務局) 今までは、こういうのは無かったので、実際に医療ミスということになれば、その方が裁判をする。

(中村委員) だから、産科が減ってきているという傾向もあるから、そのブレーキにもなるということですか。

(事務局) そういう事情でこの制度をつくったということです。

(中村委員) システムとしてはいいと思うのですが、これからどんどん産んでもらわないといけない、産科が受け入れ拒否とかで亡くなったりしているし、きちっと芦屋病院の産科が続いてほしいから、こういう制度は必要だと、私は思いますけれども、今ぱっと諮問されたときに読まれたのが、40何万

かかる費用の38万まで自分で払えるようになったのかなと思いました。

だから、出産育児一時金に産科医療保障制度の保険料が出来ますよという
取り上げですよ。

(事務局) そうです。

(議長) 保険料は、一応、被保険者が一旦払うのです。後から保険者から支給される。

(事務局) 保険料はお医者さんが出産された翌月に払うわけです。ところが、出産される前にこの被保険者の方はこの事業の対象ですという登録をあらかじめするらしいのです。それで、出産した後に実際の掛金を払われる。例えば、このお医者さんで産もうと思っても、急に産まないとかかんってということがおきますので、実際にはその病院で生まれなかったらこの産科医療補償制度の適用がない。

(藤田委員) 保険医療って生まれる前に掛けないと、生まれてから掛けたら、交通事故が起きてから交通保険を掛けるみたいなのと違いますか。

(事務局) 事前に登録だけを。

医療機関が運営組織の方にコンピュータでこういう被保険者の方を登録します。登録したときに、そこからこういう登録原票をその病院に入る方は持っているんです。だから、生まれたって事故が無かったから保険料払わないってわけにはいかない。ただ、急に産気づいて近くでどこか入れる救急病院に入らないといけないっていう事態が生じますので、必ずしもその病院で産むとは限らないという形になる。だから、その場合は、急に手続きをする必要があるのかどうかです。

(藤田委員) 登録はしているわけですよ。

(事務局) 登録はしています。その病院で産むことを前提に出してもらおう。

(事務局) 補足させていただきますと、保険を掛けるのはお医者さんです。産む人じゃなくて、あくまでも、すべてのお医者さんが、必要になるわけじゃないのです。それに加盟されるお医者さんだけが対象になるのです。ですから、今、二つの案が出ていますが、保険を掛けないお医者さんには35万円、当然、出産費用もその分が安くなるから、35万円のままでいいじゃないかという意見が出てきて、この間際になってやっと厚生労働省がちょっと判断しかねているところなのです。

(議長) いずれにしても、退院するときに患者さんは、38万円、加盟している医療機関に払うのです。

(事務局) この3万円を含んだ費用を。

(議長) 後で、国保から支給されるんですね。

(議長) 流れはそのようなものです。今おっしゃったように、医療機関によってはその制度に参加をしないところもあるかもわからないですよという話ですね。その場合は38万円じゃなく35万円ですよと。

(林委員) それはもう決まっているのですか。

(事務局) はい。

(長野委員) 諮問事項は38万円に上げるということになっていますよね。これは厚労省の判断？市町村で勝手に決めていいわけ？

やっぱり厚労省が健康保険法で決めたら、市町村の方はやっぱりそれに従っていくわけ？

市町村で勝手に38万円に決めなくていいわけ？

(事務局) 任意給付ですので、本来的には例えば芦屋市が40万円出しますというのでもできることはできるのです。

ところが、あんまりそういうことをすると、芦屋市は財政状況が良くないので、国の制度に合わせた改正をされた方がいいのじゃないですかと言われてますので、基本的にはこの38万円の引き上げなんですけれども、二本立てになるのか一律になるのか、これは厚生労働省がどう出てくるのかわかりませんが、そのときにそれに合わせた形で引き上げさせてくださいということでございます。

(長野委員) そうしたら、この諮問事項については決定しないわけですね。芦屋市はこうしますと、今日、決定するわけじゃないのですね。

(事務局) 厚生労働省が示した案どおりにさせていただきますということでございます。

(長野委員) 厚労省がこれをしなかったって、芦屋だけで勝手にやるのかなと思ったけど、厚労省の言うとおりに、大体、決定したとおりにやりますということですね。

(事務局) はい。

(中村委員) 諮問文がね、このままだったら、芦屋のサービスは35万が38万円になるのかなっていうふうに読み取れるっていうことだったもですから。

(事務局) 申しわけございません。

(議長) それは説明しようと思っていたのですね。他に何かございますか。

(若林委員) 一律になった場合はどうなのですか。そういう保険を使わない人はその3万円分、多いのですか。

(事務局) そうですね。実質、請求される額は同じであれば、その3万円分は病院に払わなくて済むわけですから、それは手元に残る。ところが、厚生労働省は38万円と35万円を今、分けていますが、産科医療補償制度に入られるお医者さんが8割程度に今なっています。その加入促進を図りたいという意図があるようです。それでそういう二本立てが出てきたということです

(議長) そういうことも踏まえて厚労省はある程度結論出してくるのですね。

(事務局) 全部出てくると思います。

(議長) 他に何かありませんか。

整理しましたら、その補償制度ができますよと、そのため3万円という保険料が掛かりますよと、その保険料を国保で見ますよと、一旦は患者さんが掛けられた分は後から出ますよと。ただし、その扱う医療機関は全部じゃないですよと、その場合にはどうするのですかという問題が残るのですが。それは厚労省が明確にしてもらったその趣旨にあわせてしましましょうかということで、とりあえず、38万円にはしたいけれども、全員出すのか出さないのか、加入してない医療機関で出産した、そういう人たちにも払うかどうかということについては問題がありますよと。それは、厚労省の趣旨に合わせてやっていきたい。こういうことですね。

近隣の市町もそういうような形で、審議会をしているのですね。

(事務局) 先週、西宮市は30日の運営協議会で、それに合わせた形でさせていただくということで諮問をしたということでございます。

(議長) この件につきまして、よろしいでしょうか。

そういう形で答申させていただいてよろしいですね。

(事務局) すいません、答申については、議長に一任という形でさせていただいてよろしいでしょうか。

(議長) よろしいですか。

..... 異議なしの声

(議長) それでは、答申についてはお任せをいただきまして、次に報告第1号、平成19年度国民健康保険事業報告について、事務局から説明をお願いいたします。

..... 事務局説明

(議長) 1号報告が終わりました。何かご意見ございますか。

では、私から質問していいですか。

5ページの調定状況という中で、現年度分は29億91百万円ありますね。それから18年度は30億幾らかありますね。そうすると、減っているわけですね、これは、どうしてだと思えますか。

(事務局) この被保険者数につきましては、18年、19年と比べますと一般被保険者で300人ほど減っております。退職被保険者の方は逆に600人近くが増えていて、被保険者は増えているわけですが、年金所得者が増えていますので、保険料としては全体的に下がってきているということでございます。

(議長) 所得割なりで金額が変わってきたんですね。

(事務局) はい。均等割、平等割につきましては、次のところでご説明しますが、所得割率は一緒だったのですが、均等割と平等割は少し下がっており、それだけではなく所得の方の影響もあったと。

(議長) 所得も減ってきたというようなことも影響しているということですね。

もう一つ、7ページの保険財政決算状況ですね、最終的に歳入歳出のこの金額ですね、5,000万円黒字ですけれども、これを見ますと歳出の方が歳入より少ないから芦屋市の国保財政は黒字なのかなと思いかねませんが、先ほど、説明ありましたように、ここの一般会計繰入金というものがありますけれども、この中には法定外、要するに持ち出しですね、持ち出しを3億ほど入れているから最終的に5,000万円の黒字なのですよということですね。ですから、どこの市町もそうですけれども、国保財政は厳しい、実質は赤字ですよということですね。

他に何かございますか。

(中村委員) 滞納繰越額、今年度とれなかった分がここに書いてあるんですね。

(事務局) とれなかった分の内、期間中に徴収した割合が22.49%とかの数字です。

(中村委員) 実際の滞納額としては？

(事務局) 滞納となった金額は6億5,067万3,604円なのですが、そのうち、1億4,647万1,003円が徴収できたということでございます。

(中村委員) 新聞に最近出ていますよね、滞納家庭で子供の保険が無い、芦屋でも発生していますか。

(事務局) はい。乳幼児はいないですけども、中学生以下で10世帯14人いらっしゃいます。

(中村委員) それはきちっと把握できているのですか。

(事務局) どなたかというのはわかりかねます。

(中村委員) 学校現場では？

(事務局) 学校の方で、子どもがどういう状態でというのは言えないです。

(中村委員) やっぱり、何かで受診することが発生したときに。

(事務局) 修学旅行とかそういうときに保険証のコピーを持ってきなさいという形になっていて、今は封に入れたままの状態が教師が集めて、何もなければそのまま返すというような形をとっているようなのですが、提出されないかメモが入っているとか分からないのですが、そういう状況が起きる可能性はあります。

(中村委員) そうすると、この滞納の中にあるわけですね。

(事務局) はい。

(議長) ここについては、よろしいですか。

…………… 異議なしの声 ……………

(議長) 続きまして、報告第2号、平成20年度保険料の賦課状況について、事務局説明をお願いします。

…………… 事務局説明 ……………

(議長) 説明は終わりました。ただいまのことにつきまして、ご質問、ご意見等がございましたら、ご発言をいただきたいと思えます。

(若林委員) 介護保険の収納率が悪いのは、何か原因があるのですか。

(事務局) 65歳以上の方は年金とかそういうのから天引きされるわけです。実際に40歳から64歳の方はご自分で払っていただくことになります。そうしますと、通常の保険料と介護の保険料と一緒にご自分で払われますので、どうしても納付率がこの層の方、落ちてしまいます。昔は高い収納率で計算していたのですが、県の方から、そんなことでは最初から足らないのではないかとわれまして、少しずつ実態に合わせた数値に下げているところがございます。ご質問の部分は、収納率が低い。多分、子供さんが学生さんになれるような層なのではないかなと思っております。

(若林委員) この88%っていうのは実態ということですか。

(事務局) そうです。

(花岡委員) 予定料率を決めるときに、120の倍数でやるということですが、医療分と後期高齢支援金は上の部分を採用されていて、逆に介護保険の分は下の数字を採用しているのは？

(事務局) 賦課総額を超えることは出来ませんが、なるべく賦課額に近い方で上下の若干の調整をさせていただいています。

(花岡委員) わかりました。

(議長) 他にありませんか。
介護保険の最後のページかな、調定額のところで20年度は19年度よりも下がっている理由は何？

(事務局) これはですね、20年度は18年度の精算額が多かったんで、保険料率が下がっているのですけれども、来年度は多分元に戻るんで、保険料率は上がると思います。

(議長) 他に何かありませんか。よろしいですか。
これで、今日の議案は終わりました。
事務局から何かございますか。

(事務局) もう一つ報告をさせていただきたいのですが、本日は資料を用意してないのですけれども、出産育児一時金の受領委任払いという制度がございまして、実際には出産育児一時金は子供さんが生まれたら世帯主の方が申請して、支給されるという制度なんですけど、お医者さんが、直接受け取ることと了承された場合、出産育児一時金を世帯主の方が申請して、そのお金を医療機関に直接払うと本人さんが退院の時払う金額が少ないので助かる。そういう制度であります。ところが、私どもの今の制度は、出産育児一時金の申請っていうのが、後から申請する制度です。そうしますと、本人さんは自分ところにお金は来ませんので、申請が遅れていく。医療機関の方がなかなか分娩費用をいただけないということで、これは要綱で定めているのですが、出産予定日の1カ月前から出産育児一時金の事前申請をしていただく。それで、子供が生まれたときに医療機関が市に出生証明書の写しと費用額は幾らですっていうのを送ってくる。それに基づいて医療機関の方に費用を払うように制度に変えていきたいということで、これは議会でも質問が出ていたのですけれども、医療機関の方と打ち合わせしながら、ただこの35万の38万の制度がどんなふうになるかでちょっと組み合わせも変わりますが、改正を行いたいと思っております。

(議長) 患者さんのメリットは？

(事務局) 立て替えしなくて良いという点です。

(事務局) それと、医療機関側からはそういう制度にすれば産みやすくなるだろうと。1年半か2年しますと、出産育児一時金の制度が増える形になるかもしれない。

(議長) 全国的にそういう動きですね。

(事務局) そうですね。健保の方もそういう動きです。

(議長) 他に何かありますか。

(事務局) ございません。

(議長) それでは、他にはないようでございますので、本日の協議会はこれもちまして、閉会させていただきます。どうもありがとうございました。